令和７年瑞穂町教育委員会第３回定例会　会議録

令和７年３月２７日瑞穂町教育委員会第３回定例会が庁舎３階の会議室（３－２）に招集された。

１　出席委員は、次のとおりである。
　　１番　日野　元信　君　・　２番　白石　渚　君　・　３番　村上　豊子　君　・　４番　関谷　忠　君

１　欠席委員は、次のとおりである。
　　なし

１　説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。
　　教育長　大井 克己　君・教育部長　目黒 克己　君・学校教育課長　大澤 達哉　君・教育指導課長　小林 洋之　君
　　・教育指導課 統括指導主事　田中 暁　君・社会教育課長　橋本 正志　君・図書館長　友野 裕之　君
　　庶務係長（事務局）　栗原 崇行　君

１　本日の傍聴者　なし

１　本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第１　会議録署名委員の指名
日程第２　教育長業務報告
日程第３　議案第７号　瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱

日程第４　　議案第８号　　瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱
日程第５　　議案第９号　　瑞穂町立学校クラスサポートスタッフ配置要綱
日程第６　　議案第１０号　瑞穂町立中学校部活動指導員設置要綱
日程第７　　議案第１１号　特定非営利活動法人瑞穂町体育協会の名称変更に伴う瑞穂町教育委員会告示の整理に関する告示
日程第８　　議案第１２号　瑞穂町公共施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則
日程第９　　議案第１３号　令和７年度瑞穂町立学校教育課程編成について
日程第１０　議案第１４号　瑞穂町立学校情報機器整備事業に係る計画について（その２）
日程第１１　議案第１５号　瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第１２　議案第１６号　瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
日程第１３　議案第１７号　瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第１４　報告事項１　　臨時代理の報告について（令和７年度一般会計補正予算（第１号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）
日程第１５　報告事項２　　瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
日程第１６　報告事項３　　瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱の一部改正について
日程第１７　報告事項４　　瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会　　午前９時００分

大井教育長　　ただいまの出席委員は４名です。定足数に達しておりますので、これより令和７年瑞穂町教育委員会第３回定例会を開会いたします。
ただちに本会議を開きます。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第２８条の規定により教育長

において、３番、村上委員を指名いたします。
日程第２、教育長業務報告を行います。業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。
質問ございませんので、以上で業務報告は終了いたします。
日程第３、議案第７号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　議案第７号につきましては、瑞穂町立中学校に配置している教育支援補助員の配置校の見直し、また、要綱の規程を会計年度任用職員に係る関係法令及び町例規の規程と整合性が保てるようにし、事務権限等の内容を整理するため要綱の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、教育指導課長が説明いたします。

教育指導課長　説明いたします。瑞穂町立中学校にのみ配置しています教育支援補助員を、瑞穂町立小学校にも配置できるようにいたします。
また、教育支援補助員は会計年度任用職員であることから、身分等に係る関係法令及び町例規の規程と要綱の規程が常に整合性を保てるようにします。その他内容の整理を行い、諸権限に関する事務を瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条に定める範囲におきまして、教育長に委任します。
以上のことから、要綱の全部を改正するものです。
１枚おめくりください。主な内容を説明いたします。なお、説明中、教育支援補助員を「補助員」と表現させていただきます。第１条は、補助員の設置目的について定めます。これまで、町立中学校の生徒としていたものを、町立学校の児童又は生徒といたします。
第２条は、補助員の身分等について定めます。補助員は会計年度任用職員であるため、身分については地方公務員法を、任用及び勤務条件等は町例規の定めによることとし、加えて、個人情報の取扱についても、個人情報の保護に関する法令及び町例規に従い、取り扱うことと明記することで、法令等と常に整合性を保つ形といたします。

第３条は、補助員の職務について定めます。
第４条は、補助員の任用の選考、第５条及び第６条は補助員の配置、第７条は補助員の勤務日等について内容の整理を行うとともに、その権限に関する事務を教育長に委任します。
第８条は、事務担当課について定めます。
第９条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとします。
附則として、施行期日について定めます。
以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員　令和６年の第１回定例会だったかと思いますが、学習サポーター廃止に伴ってクラスサポートスタッフに名前が変わったことと、その時にあわせて補助員に関する改定が行われたと思います。その時に、クラスサポートスタッフは小学校に、補助員は中学校にという形で示され、ただし、これは研究の上変更していくというような話だったと思います。それを受けての今回の改正ということでよろしいでしょうか。

教育指導課長　令和６年度はクラスサポートスタッフを小学校に２名配置しましたが、うち１名は町単費で任用していました。そこに、インクルーシブ教育支援補助金を活用しまして、クラスサポートスタッフを教育支援補助員ということで任用したところです。人員数は変わりないのですが、その代わりクラスサポートスタッフよりもサポートの対象となる学年を問わなくなり、学校の教育活動に応じて引率等もできるようになっております。以上です。

大井教育長　ほかにございますか。ほかにご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第７号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第７号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第７号は原案どおり可決されました。

日程第４、議案第８号、瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第８号については、瑞穂町立学校に配置している特別支援学級介助員の配置基準等の見直し、また、要綱の規程を会計年度任用職員に係る関係法令及び町例規の規程と整合性が保てるようにし、事務権限等の内容を整理するため、要綱の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明いたします。

教育指導課長　　瑞穂町立学校の特別支援学級に配置している介助員につきまして、１学級あたり１人としていた配置基準を見直し、柔軟に対応できるようにいたします。また、特別支援学級介助員は会計年度任用職員であることから、身分等に係る関係法令及び町例規、要綱が常に整合性が保てるようにいたします。その他、内容の整理を行いまして、諸権限に関する事務を瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条に定める範囲において、教育長に委任します。

以上のことから、要綱の全部を改正するものです。

１枚おめくりください。主な内容を説明いたします。なお、説明中、特別支援学級介助員を「介助員」と表現させていただきます。

第１条は、介助員の設置目的について定めます。

第２条は、介助員の身分等について定めます。介助員は会計年度任用職員であるため、身分については地方公務員法を、任用及び勤務条件等は町例規の定めによることとし、加えて、個人情報の取扱についても、個人情報の保護に関する法令及び町例規に従い取り扱うことと明記することで、法令等と常に整合性を保つ

形といたします。
第３条は、介助員の職務について定めます。
第４条は、介助員の任用の選考、第５条及び第６条は介助員の配置、第７条は介助員の勤務日等について内容の整理を行うとともに、その権限に関する事務を教育長に委任します。
第８条は、事務担当課について定めます。
第９条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとします。
附則として、施行期日について定めます。
以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。
ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第８号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第８号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　ご異議なしと認め、議案第８号は原案どおり可決されました。
日程第５、議案第９号、瑞穂町立学校クラスサポートスタッフ配置要綱についてを議題とします。
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　議案第９号につきましては、瑞穂町立学校に配置しているクラスサポートスタッフは会計年度任用職員で

あることから、要綱の規程を関係法令及び町例規の規程と整合性が保てるようにし、また、事務権限等の内容を整理するため、要綱の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

　詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長　瑞穂町立学校クラスサポートスタッフは会計年度任用職員であることから、身分等に係る関係法令及び町例規と要綱が常に整合性が保てるようにいたします。その他、内容の整理を行いまして、諸権限に関する事務を瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条に定める範囲において、教育長に委任します。

　以上のことから、要綱の全部を改正するものです。

　一枚おめくりください。主な内容を説明いたします。

　第１条は、クラスサポートスタッフの配置目的について定めます。

　第２条は、クラスサポートスタッフの身分等について定めます。クラスサポートスタッフは会計年度任用職員であるため、身分については地方公務員法を、任用及び勤務条件等は町例規の定めによることとし、加えて、個人情報の取扱についても、個人情報の保護に関する法令及び町例規に従い、取り扱うことと明記することで、法令等と常に整合性を保つ形といたします。

　第３条は、クラスサポートスタッフの職務について定めます。

　第４条は、クラスサポートスタッフの任用の選考、第５条及び第６条はクラスサポートスタッフの配置、第７条はクラスサポートスタッフの勤務日等について内容の整理を行うとともに、その権限に関する事務を教育長に委任します。

　第８条は、事務担当課について定めます。

　第９条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとします。

　附則として、施行期日について定めます。

　以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員　議案第７号から第９号をとおして、今までよりも、校長がクラスサポートスタッフ等を配置するにあたっ

て、直接、いろいろと意見を反映させられるようになるかと思うのですが、変わらないのかもしれないのですけれども、教育長が最終的に責任を負うというような形になるのかなと思います。学校からの要望等について、予算がありますから、全て聞くということは難しいのかもしれませんが、各学校に対して、意見を反映させるにあたっての聞き取り等をどのように進めるのかを教えていただきたいと思います。

統括指導主事　毎年、各学校へ予算ヒアリングという形で、副校長、事務担当、統括指導主事及び学務係の担当とで、ヒアリングをしております。その際に、各学校の事情、子どもたちの状況等を聞き取りまして、それでも不十分な内容がありましたら、校長先生に直接話を伺っており、今後も引き続き、連携を密にしていきたいと思っています。

村上委員　実際のところ、このクラスサポートスタッフが配置されるにあたって、勤務も長い時間が認められているということですが、逆に、授業が早く終わったというときに、その場合の対応は速やかに行われるのか。例えば、子どもたちは今日の午後は帰りますといったようなときに、１週間の中で決められた時間があれば、子どもたちが下校した後にも関わらず、クラスサポートスタッフが残らなければならないようなことがあるのかどうか。予算のことを考えると、それは非常にもったいないと思いますし、逆に運動会とか行事の際には、準備から終わりまで決められた時間で足りるのか、その辺りに関しては弾力的に運用することが可能なのか。先ほどのお話ですと、予算ヒアリングがあって、その後、密に連携を取るということでしたが、学校のほうからそういったことを言うのが難しかったりするのかなと思うと、定期的に話し合いの場を持たれたほうが良いのかなと思います。

統括指導主事　実際にクラスサポートスタッフ等の勤務につきまして、かなり細かく連絡をさせていただいているところです。年間の日数等もあるのですが、学校で、行事等に合わせて勤務日を設定することは柔軟にできるようにしています。業務が早く終わるような場合には、休暇等の取得に関しても学校で調整していただいているところです。現在も、学校との連携は取れていると思いますが、引き続き学校とやり取りをしたり、学校を訪問した際には状況を確認したいと思います。

教育指導課長　クラスサポートスタッフは学習サポーターと違いまして、授業時間以外にも、始業時間前や放課後で学級

担任等のサポートも含まれていますので、子どもが帰った後も教員の業務を手伝うことができます。特段、その業務がない場合には、休暇等を取得していただいたりしています。必要なときに必要なだけ活用できるように、弾力的な運用を進めていきます。

村上委員　例えば、明確な指示がなかったり、先生が十分な活用をしていないのかもしれないと思いますと、クラスサポートスタッフの仕事を先生方に周知する必要があるのかなと思います。

統括指導主事　クラスサポートスタッフの方との直接の面談を通してお話を聞くと、学校ごとに差がある状況です。他校の取組、事例等を説明しながら、このようなことをサポートしてくださると、先生方も助かりますよというようなことについて情報提供に努めているところです。

日野委員　教育支援補助員や特別支援学級介助員、学級介助員、クラスサポートスタッフといった方々が、さまざまな学校の業務に関りを持っている中で、会計年度任用職員における研修はどのようになっているのか。業務が複雑になればなるほど、それぞれの状況に応じた対応が必要になると思います。現状並びに今後の方向性について教えていただきたい。

統括指導主事　各クラスサポートスタッフ、介助員等の研修につきましては、基本的には各学校にお願いをしているのが現状です。また、特別支援コーディネーターの連絡会、校長・副校長連絡会を通して、職務等についてあらためて周知を図っているところです。学校の状況に応じて、今後の研修等については、進めていければと思います。

日野委員　会計年度職員の中には、教育支援室いぶきの指導員や、教育相談室の専任相談員もいます。専任相談員の場合だと、研修がある程度認められていて、講師等を呼んで、非常に学ぶことが多いと感じています。いぶきとか、特別支援にかかわる介助員や補助員も専門性が求められる中で、今後、学校でしっかりとした研修を行い、より良い介助、サポートができるようお願いします。

大井教育長　ほかにご質疑ございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第９号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第９号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第９号は原案どおり可決されました。

日程第６、議案第１０号、瑞穂町立中学校部活動指導員設置要綱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第１０号については、瑞穂町立中学校に配置している部活動指導員は会計年度任用職員であることから、要綱の規程を関係法令及び町例規の規程と整合性が保てるようにし、また事務権限等の内容を整理するため、要綱の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長　　瑞穂町立中学校部動活指導員は会計年度任用職員であることから、身分等に係る関係法令及び町例規と要綱が常に整合性が保てるようにいたします。その他、内容の整理を行いまして、諸権限に関する事務を瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条に定める範囲において、教育長に委任します。

以上のことから、要綱の全部を改正するものです。

１枚おめくりください。主な内容を説明いたします。なお、説明中、部活動指導員を「指導員」と表現させていただきます。

第１条は、指導員の配置目的について定めます。

第２条は、指導員の身分等について定めます。指導員は会計年度任用職員であるため、身分については地方公務員法を、任用及び勤務条件等は町例規の定めによることとし、加えて、個人情報の取扱についても、

個人情報の保護に関する法令及び町例規に従い、取り扱うことと明記することで、法令等と常に整合性を保つ形といたします。

第３条は、指導員の職務について、第４条は、指導員の資格について定めます。第５条は、指導員の任用の選考、第６条及び第７条は、指導員の配置、第８条は指導員の勤務日等について内容の整理を行うとともに、その権限に関する事務を教育長に委任します。

第９条は、事務担当課について定めます。

第１０条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとします。

附則として、施行期日について定めます。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員　指導員については、令和３年の１２月に、設置要綱が定められたと思います。その時に、指導員はそれまでの指導補助員に比べて責任が大きくて、例えば、部活の大会や練習試合等に引率することができることになったと伺いました。各学校で３名ずつ指導員がいたと覚えていますが、現在も変わっていないのでしょうか。

統括指導主事　令和６年度の状況ですけれども、部活動指導員が瑞穂中学校の吹奏楽部に２名、瑞穂第二中学校の女子バレーボール部で１名いたのですが、都合により退職された状況です。

村上委員　指導員、指導補助員が並立していたような状況であったと思うのですけれども、現在、補助員はどうなっているのでしょうか。

統括指導主事　部活動指導補助員につきまして。現在も並立して行っております。指導員に比べて補助員の方はかなり多くの部活動に携わっていただいております。

村上委員　指導員という形になると、責任も大きくなって、どこまで責任を終えるのかと考えると、指導員になりますと手を挙げてくださる方は少ないのかなと思います。ただ、部活動で外に出かけることができたり、より子どもたちを見ることができるという立場の方は、子どもたちにとってありがたいものであり、先生にとっ

ても大変助かると思いますので、適任者を見つけるのは難しいと思いますが、いろいろな方法を使って指導員を探してもらって、瑞穂中、二中、それぞれの部活動が停滞しないように、子どもたちがいろいろな場面で活躍できるように、部活動の数を減らすということではなく、できるだけそれぞれの希望をかなえてあげられるような形にしていただきたいなと思います。こういう形で明記されたということは、お願いするにあたっても分かりやすくなったという点では良かったかなと感じています。

大井教育長　　ほかにご質疑ございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第１０号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第１０号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第１０号は原案どおり可決されました。

日程第７、議案第１１号、特定非営利活動法人瑞穂町体育協会の名称変更に伴う瑞穂町教育委員会告示の整理に関する告示についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第１１号については、特定非営利活動法人瑞穂町体育協会の名称変更に伴い、関係する教育委員会の告示を整理する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長　　特定非営利活動法人瑞穂町体育協会が、令和７年４月１日から特定非営利活動法人瑞穂町スポーツ協会に名称変更するため、文中に体育協会の名称を使用している瑞穂町教育委員会告示の整理に関する告示が必要

になりましたので、議案として上程するものです。
　各告示について、改正箇所を説明いたします。
　２枚おめくりいただきまして、第１条による改正、瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の新旧対照表をご覧ください。第６条第１号中、体育協会をスポーツ協会に改めます。
　１枚おめくりください。第２条による改正、瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱の新旧対照表をご覧ください。第２条第２号並びに第１１条第１項第２号及び第２項各号中にあります。体育協会をスポーツ協会に改めます。
　１枚喚くりください。第３条による改正、瑞穂町スポーツ推進計画検討会要綱の新旧対照表をご覧ください。第３条第２号中、体育協会をスポーツ協会に改めます。
　いずれの条文も、附則として、この告示は、令和７年４月１日から施行するものです。
　以上で説明を終わります。

大井教育長　　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。
　ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
　これより議案第１１号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第１１号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第１１号は原案どおり可決されました。

　日程第８、議案第１２号、瑞穂町公共施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第１２号については、瑞穂町公共施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

　詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長　　瑞穂町公共施設予約システムは、令和４年４月から新しいシステムに更新されました。これまで新システムを運用してきた中で、瑞穂町公共施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する必要が生じましたので、本案を提出するものです。

　２枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。大変恐縮ですが、文言の整理は省略いたしまして、主な改正箇所をご説明いたします。

　第５条の３、第１項では、利用者登録の更新期間を前倒しし、有効期間の満了日の２か月前から更新できるようにするものです。これは、使用予定日の属する月の２か月前に抽選による予約申請ができるようにするために対応するものです。また、更新期間の終了期限をなくし、有効期間満了後、いつでも更新できるようにするものです。

　第２項では、利用者から更新の申請があった場合に、それを審査し、更新するものです。

　第３項では、更新時は、瑞穂町在住または在勤を証明する書類の提出を求めることができるようにするものです。これまでにも書類を添付していただいていたのですけれども、明文化されていなかったので、明文化するものです。

　第１１条第２項では、公共施設予約システムから仮予約できる件数を１日４件までとするものです。今までの規則上は、制限なく何件でも仮予約できると受け取れる条文になっていました。現状、上限を４件としておりますので、明文化したものです。

　第１３条では、予約申込者が公共施設予約システムで仮予約した日から使用料の納付及び承認書を受領する期間を定めたものです。

附則といたしまして、この規則は令和７年４月１日から施行するものです。以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員　現状、利用している方には、十分に告知されている内容ということでよろしいでしょうか。

社会教育課長　はじめに申請されるときに、利用についてのご説明をさせていただき、また、利用者登録更新の際にもご説明をさせていただき、ご理解いただきき使っていただいているところです。

大井教育長　ほかにご質疑ございますでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第１２号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第１２号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　ご異議なしと認め、議案第１２号は原案どおり可決されました。

日程第９、議案第１３号、令和７年度瑞穂町立学校教育課程編成についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　議案第１３号については、学校教育法施行規則第５０条及び同規則第７２条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長　各学校では、令和６年１２月の教育課程届出説明会で教育指導課が示しました令和７年度教育課程編成に

向けての基本的な考え方に基づきまして、各学校の実態に応じて編成しています。また、学力状況調査の結果等から分析した自校の課題を授業改善を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことや、多様な自動・生徒への細やかな対応を進めることが読み取れます。この学校の取組と地域防災教育を軸としました地域学校協働活動の推進、情報モラル教育の推進、家庭学習の時間を保のため、スマートフォンでのゲーム、動画視聴についての家庭のルール作りを目指すストップ２２の取組等、町の重点施策を位置づけながら、学習指導要領に示されている三つの資質能力の向上を図っていきます。

　説明は以上です。

大井教育長　　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

日野委員　　今回、一小から二中までの教育課程届出を見させてもらって、４番の学校行事のところで、少し質問をさせていただきます。瑞中と二中で、給食の終了日が違っています。例えば、瑞中の場合、１年生から３年生まで、３月１３日に給食が終了、それに対して、二中は、３年生は３月１３日ですが、１、２年生は３月２３日までということで、１週間以上違っています。給食費無償化になったところで、これだけ大きな差があるというのが気になるところです。新１年生がこれから入学を迎えるにあたって、食事を朝食べるとか食べないとか、食についていろいろ問題がある中で、学校給食というのは生きる柱となるご家庭もあるかと思われます。できるだけ、学校給食を多めにとか、いろいろな家庭がある中で、考え方をお聞かせ願いたい。

教育指導課長　　委員の仰られるとおり、さまざまな家庭環境がある中で、望ましい食生活、食の確保という点で、瑞穂第二中学校では、学期末、年度末、ぎりぎりまで給食を提供しようという考えだと思いますが、年間の食数は決まっておりますので、各学校の教育活動、状況に応じて設定をしているところでございます。

大井教育長　　ほかにご質疑ございますでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第１３号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　　討論なしと認めます。
それではお諮りします。議案第１３号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第１３号は原案どおり可決されました。
日程第１０、議案第１４号、瑞穂町立学校情報機器整備事業に係る計画について（その２）を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第１４号については、文部科学省が定めた「ＧＩＧＡスクール構想加速化基金管理運営要領」に基づき、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画を策定する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長　　第２回定例会において、ネットワーク整備計画、校務ＤＸ計画、１人１台端末の利活用計画の３つの計画についてご審議いただき、決定いたしました。その内、校務ＤＸ計画につきましては、東京都から一部文言の追加を依頼されたこと、及び、国の補助要件となる４つ目の端末整備・更新計画を策定する必要があるため、提案させていただくものです。
１枚おめくりください。端末整備・更新計画です。当計画に盛り込むことが必要な事項は、記載のとおりで、①児童生徒数、②予備機を含む整備上限台数（予備機を含む）、③整備台数（予備機除く）、④整備台数のうち、基金事業によるもの、⑤累積更新率、⑥予備機整備台数、⑦予備機整備台数のうち、基金事業によるもの、⑧予備機整備率です。自動・生徒数は令和７年５月１日の見込み数で、予備機につきましては、故障率等を勘案して１５％以内と定められており、上限数値としています。基金事業と記載がありますが、今回のＧＩＧＡスクール構想の学習用タブレットの更新には、都道府県ごとの共同調達が前提で、都道府県が国から補助を受け、その補助金を基金化し、各市町村に補助する流れとなっています。東京都では既に令和６年３月に東京都公立学校情報機器整備基金条例を制定し、基金化しております。この計画に基づき、瑞穂

町では更新をしていく予定です。

次に校務ＤＸ計画です。１枚おめくりください。追記した内容につきましては、１のゼロトラストに基づいた校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合の２段落目の「現在、校務支援システムは学齢簿システムにより出力されたデータを取り込むことで手入力作業を削減しているが、ネットワークの統合により、保護者連絡ツールや学習ｅポータル等と校務支援システムの連携を図る。」という文言を追加しています。この「手入力作業の削減」につきまして具体的な内容を求められましたので、記載を追加しています。

以上で説明を終わります。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員　累積更新率についてお伺いしたいのですが、これは、何を更新するものでしょうか。

学校教育課長　累積更新率につきましては、毎年、児童生徒数の見込みが減っていくのですが、それに対しまして、整備した時の台数ということで考えると、実際には端末の台数が上回っていますので、年々、児童生徒数が蹴っていくのに伴いまして整備率が上がっていくことになります。こちらは、１人１台端末という縛りがありますので、１００％を切ると困るということがありますので、このような数値になっています。

村上委員　児童生徒数が減っていくうえで、予備が増えていくことにありますが、これに関しては先生方への貸し出し等も考えているのでしょうか。

学校教育課長　教員用につきましては、別途購入する計画になっております。故障を見込んで予備を１５％としていますが、それ以上になることも考えられますので、そのようなところで活用していきたいと考えております。

村上委員　先生方が、１人１台持てるということになれば、ロケーションフリー化が更に進むのかなと思います。職員会議等がもっと自由にできるのかなと思います。ただ、心配なのはセキュリティの問題で、その辺りどのように考えているのでしょうか。

学校教育課長　セキュリティにつきまして、１人１台端末につきましては、フィルタリングやウイルス対策ソフトにより対応しているところです。教員につきましては、校務支援システムが別のネットワークで繋がっているのですが、こちらの方でも対策が取られています。学校においては、職員会議の資料を校務支援システム内で共

有する形でペーパーレス化を図っている学校もあります。また、今後、国としましては、校務支援システムと１人１端末との統合を考えておりまして、そのためにはより強固なセキュリティが必要となりますが、先行事例等の情報を収集し、タイミングを見ながら進めていきたいと考えております。

大井教育長　　ほかにご質疑ございますでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第１４号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長　　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第１４号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　　ご異議なしと認め、議案第１４号は原案どおり可決されました。

日程第１１、議案第１５号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　　議案第１５号については、瑞穂町教育相談室設置規則第３条第３項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。

１枚おめくりください。氏名　小町　留衣、裏面をご覧ください。田中　献一、右側をご覧ください。田村　裕、裏面をご覧ください。髙橋　阿由美、右側をご覧ください。佐藤　智美、裏面をご覧ください。三好香次。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。

なお、任期につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。５名は、令和６年度に引き続き選任、１名は令和７年度に新規に選任するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第１５号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　ご異議なしと認め、議案第１５号は原案どおり可決されました。

日程第１２、議案第１６号、瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　議案第１６号については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例第５条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中洋一、臼倉美智、宍戸博幸、スプラット智恵美、富岡雅子、森美佐子。住所及び生年月日等は、記載のとおりです。

なお、任期は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第１６号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　ご異議なしと認め、議案第１６号は原案どおり可決されました。

日程第１３、議案第１７号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長　議案第１７号につきましては、社会教育委員が令和７年３月３１日任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第２条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。
１枚おめくりください。氏名、古川多加、吉良明美、志村武保、西村　元、笹井鎮彦、牧野壽義、町田恵子、吉田桂子。住所及び生年月日は記載のとおりです。
また、古川氏、吉田氏は新任、それ以外の方は再任です。任期につきましては、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までです。なお、社会教育委員の定数は１０人以内ですが、校長会及びＰＴＡ連絡協議会からも新たに選出される予定となっております。以上で説明といたします。

大井教育長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員　吉田桂子さんは文化連盟ということですが、何をなさっている方ですか。

社会教育課長　文化連盟のフラダンス部で役員をされている方です。

大井教育長　ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。
人事案件でありますので、討論を省略いたします。
それではお諮りします。議案第１７号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　ご異議なしと認め、議案第１７号は原案どおり可決されました。
日程第１４、報告事項１、臨時代理の報告について（令和７年度一般会計補正予算（第１号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。
教育部長より説明を求めます。

教育部長　　　　報告事項１については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。令和７年度一般会計補正予算（第１号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨、同意したものでございます。

なお、本補正予算は令和７年３月２４日に議決されています。

詳細について、ご説明いたします。歳出の１件だけでございます。ビューパーク運営費の修繕料は、スカイホールの空調設備の一部である冷温水及び冷却水ポンプの不具合を解消するために増額いたしました。

以上で説明を終わります。

大井教育長　　　以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第１５、報告事項２、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長　　　　報告事項２については、別紙のとおり瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正したので報告します。補助金対象事業の一部行事に対する補助額の見直しをするため、要綱の一部を改正しました。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長　　本要綱の一部改正につきましては、令和７年３月１８日付けで町長決裁を受けまして、令和７年３月２５日付けで告示を実施し、令和７年４月１日から施行されるものです。本要綱は、瑞穂町立学校に在籍する児童または生徒の保護者に対しまして、町が学校行事等に要する経費の全部または一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに、学校教育の充実に資することを目的として、平成２４年に制定されました。２枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。今回の改正では、中学校で実施する実用英語技能検定に対する補助額の見直しを行いました。改正箇所をご説明いたします。英語検定の補助につきまして、要綱第３条、別表第２条第８号におきまして、「受験した級の検定料から１,

０００円を減じた額」を、「受験した級の検定料から次の額を減じた額　２級から３級まで　２，０００円　４級及び５級　１，０００円」に改めます。英語検定に関する補助につきましては、令和５年度まで防衛省の再編交付金を積み立てた基金を財源とし、受験料の全額を負担していました。しかし、財源である基金が終了することに伴いまして、これに代わる制度として、令和６年度から、保護者にも受験料の一部を負担していただき、英語検定補助を実施しています。将来的に受験料の半額を保護者に負担していただくことを見据え、今回は、段階的な措置として補助額を改定しています。

附則として、この告示は令和７年４月１日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員　補助額が少なくなっている影響というのは出ているのでしょうか。

統括指導主事　昨年は、人数というところでは、全生徒が受けていたところ、今年は３、４割程度であったと思います。希望する生徒というのは限定されてきているところはあるのかなと思いますが、それが金額によるものなのか、希望制によるものなのかまでは、情報として確認できていない状況です。

村上委員　もし、お金がないことで受験ができず、モチベーションが下がってしまうことがないようにしていただきたいなと思います。

教育指導課長　英語検定の結果について、説明いたします。令和５年度は２０６人が受験しまして９２人が合格し、合格率は４５％でした。補助金制度にしまして、一部負担を求めた令和６年度は、４３人が受験して２８人が合格し、合格率は６５％でした。これは一次試験の結果で、二次試験の面接の結果は届いていません。

村上委員　今のお話を伺うと、受験するから努力しないといけないという意識の高い子が受験しているのかなというのが見えてきたと思います。保護者にも、そういったことを含めて伝えていかないと、補助金だけが減らされていくということが独り歩きするとよくないことで、お金を払ってでも受けるというところで、モチベーションをしっかり上げてほしいと思います。

教育指導課長　補助金の減額がありますけれども、それ以外に学校と地域住民の方々の連携による措置としまして、学校

を準会場として、受験しやすい環境になっています。

大井教育長　ほかにご質問ございますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第１６、報告事項３、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱の一部改正についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長　報告事項３については、特定非営利活動法人瑞穂町体育協会の名称変更に伴い、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱を一部改正したので報告するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長　特定非営利活動法人瑞穂町体育協会が、令和７年４月１日から特定非営利活動法人スポーツ協会に名称を変更するため、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱を一部改正したので報告するものです。

２枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第３条第１号中、瑞穂町体育協会を瑞穂町スポーツ協会に改めます。附則として、この告示は、令和７年４月１日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長　以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第１７、報告事項４、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長　報告事項１については、令和７年３月１４日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

１枚おめくりください。令和７年４月１日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。

１行目と２行目の新たな教育指導課長と教育指導課統括指導主事の氏名、また、現任の小林教育指導課長と田中統括指導主事の異動先は、現在、公表されていません。

３行目、教育指導課 指導係長　田口恵理子は、福祉部 福祉課 障がい者支援係からの昇任です。

４行目、羽村・瑞穂地区学校給食組合 給食課 管理給食係長　鳥海博幸は、会計課 会計係からの派遣異

動です。

５行目、教育指導課 教職員係　大久保友里は、協働推進部 産業経済課 観光・プロモーション係からの異動です。

その下、社会教育課 スポーツ推進係　林隼太郎は、住民部 住民課 住民係からの異動です。

その下、図書館 図書係　池和田万里子は、福祉部 健康課 成人保険係からの異動です。

その３つ下、企画部 総務課 職員係長　臼井里美は、教育指導課 教職員係からの異動です。

その下、住民部 環境課 環境係長　渡辺佳則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合 給食課 職員係長からの派遣復帰の異動です。

その下、住民部 住民課 国保年金係　井上　悟は、社会教育課 スポーツ推進係からの異動です。

その下、都市整備部 都市計画課 計画・住宅係　小島奈美は、学校教育課 学務係からの異動です。

一番下、長田由美子は、勧奨退職です。

以上で説明を終わります。

大井教育長　　以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和７年瑞穂町教育委員会第３回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会　　午前１０時１６分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員